

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（案）

（第2次天童市子ども読書活動推進計画）

令和2年度～令和6年度

天童市教育委員会

令和2年3月

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

—目次—

1章 第1次基本計画期間における子どもの読書活動に関する状況	4
1 国及び県の動向	4
2 市の動向	4
(1) 子どもの読書活動に関するこれまでの取組	4
(2) 計画の目的	9
(3) 計画の基本方針	9
(4) 計画期間	9
2章 子どもの読書活動の推進方策	10
1 家庭における取組	10
(1) 家庭の役割	10
(2) 家庭における読書を支援する乳幼児期の取組	10
2 地域における取組	10
(1) 図書館の役割	10
(2) 図書館における読書を支援する取組	11
(3) 連携・協力	12
(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修	13

3 学校等における取組	1 3
(1) 幼稚園、保育所等	1 3
(2) 小学校、中学校、高等学校	1 4
(3) 学校図書館	1 5
4 子どもの読書への関心を高める取組	1 6
5 普及啓発活動の推進	1 6
6 優れた取組の奨励	1 6
3章 資 料	1 7
1 天童市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	1 7
2 天童市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿	1 8
3 子どもの読書活動推進に関する法律	1 9
4 文字・活字文化振興法	2 2

1章 第1次基本計画期間における子どもの読書活動に関する状況

1 国及び県の動向

近年、情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化が急速に進んでいます。一方で、「中学生までの読書習慣の形成が不十分」「スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性」といった指摘があり、読書習慣の形成に向けた総合的な取組が急務となっています。

こうした状況に対応すべく、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「読書活動推進法」という。）に基づき、平成30年4月には、国から「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が示されました。本県においても、平成29年3月に第6次山形教育振興基本計画を踏まえた「第3次山形県子ども読書活動推進計画」が示され、次の3つの方針に基づく取組が実施されています。

- (1) 家庭・学校・地域を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

本市では、平成27年3月に5か年計画で「第1次天童市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備を進めてきたところです。

2 市の動向

(1) 子どもの読書活動に関するこれまでの取組

ア 市立図書館における読書活動事業

(ア) 読書推進イベント

① 作家のマド	② こども図書室
③ 司書による絵本読み聞かせ会	④ とんと昔語りの会
⑤ 布遊具づくり講習会	⑥ 図書館こどもまつり
⑦ 映画上映会	⑧ おはなしの会
⑨ ゆかた de 図書館	⑩ 本の交換市
⑪ リサイクル市	⑫ 読み聞かせ講習会

⑬	図書館福袋	⑭	絵本作家とのイベント
⑮	コメント・POP選手権	⑯	キャンドルナイト
⑰	読書感想文おすすめリスト作成	⑳	トーク&ドリンクフリーデー
⑲	オープンカフェ	㉑	テーマに沿った図書資料展示
㉒	年代別ブックリスト作成	㉒	課題図書・自由研究資料展示

(イ) 展示会の開催

①	絵本原画展	②	市内出版物展
③	読書感想画展	④	布遊具展示会

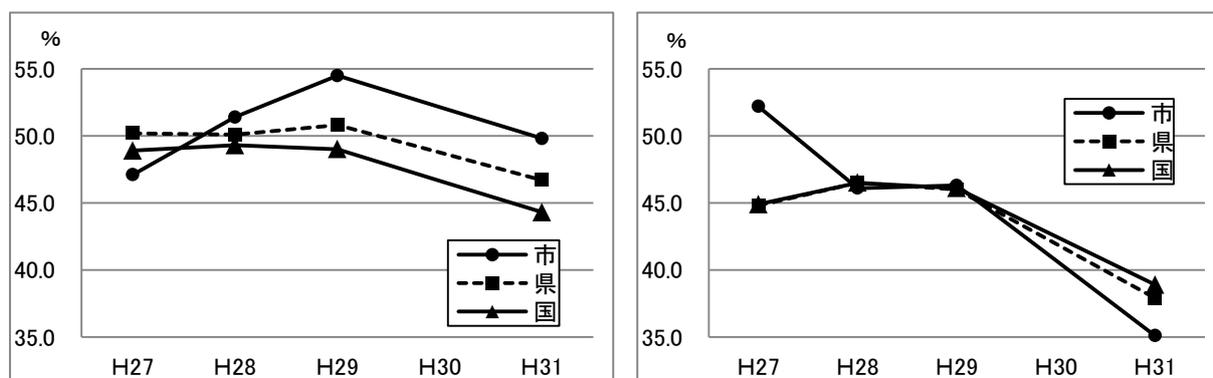
イ 読み聞かせサークル活動事業

各読み聞かせボランティアサークルが、市内全ての小学校において活動しており、読み聞かせ等の活動を行っています。また、市立図書館を事務局とした市学校読み聞かせ団体連絡会を開催し、読み聞かせ団体での情報交換の実施や、外部講師を招いた研修会等も開催しており、読み聞かせボランティア活動団体会員のスキルアップを図っています。

ウ 全国学力・学習状況調査の結果より

子どもの読書に関する項目の調査によると、天童市の「読書が好き」な子どもの割合（図1）は、小学校6年生で全国平均と県平均を上回るものの、中学校3年生では、近年、低下傾向が顕著であり、全国平均と県平均を下回る結果となっています。各学校においては、各教科等における読書活動を一層充実させるとともに、地域の図書館や家庭での読書を推進していくことが求められます。

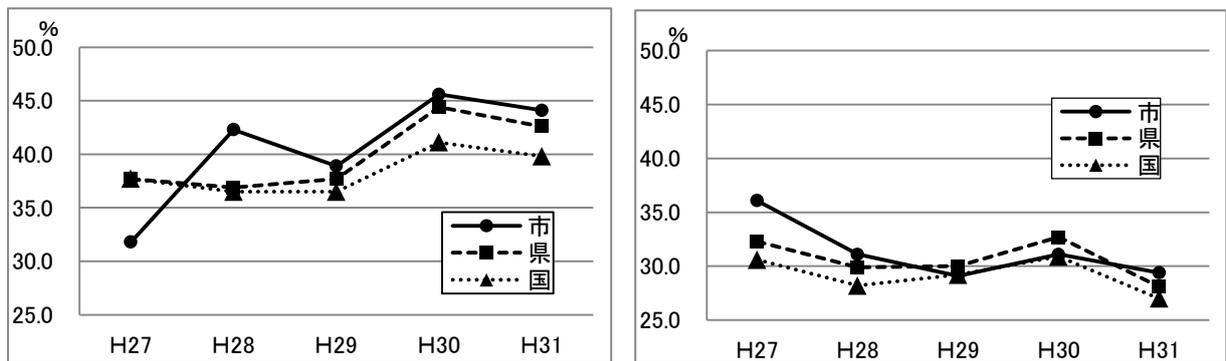
図1 「読書が好き」と答えた子どもの割合



(左：小学6年生、右：中学3年生 ※平成30年度は調査項目なし)

1日に30分以上読書をする子どもの割合（図2）は、小学校6年生で増加傾向にあるものの、中学校3年生では全国や県と同じように減少傾向にあります。平成29年度の天童市の中学3年生を対象とした調査から、スマートフォンを使用して平日1時間以上SNSをしている生徒が49.8%（全国50.4%）、ゲームを平日1時間以上している生徒が61.9%（全国59.0%）と、非常に多くなっていることが、読書離れを加速させていると考えられます。家庭、地域、学校が一体となって、スマートフォンとの適切な関わりについて考えていく必要があります。

図2 1日30分以上読書をする子どもの割合

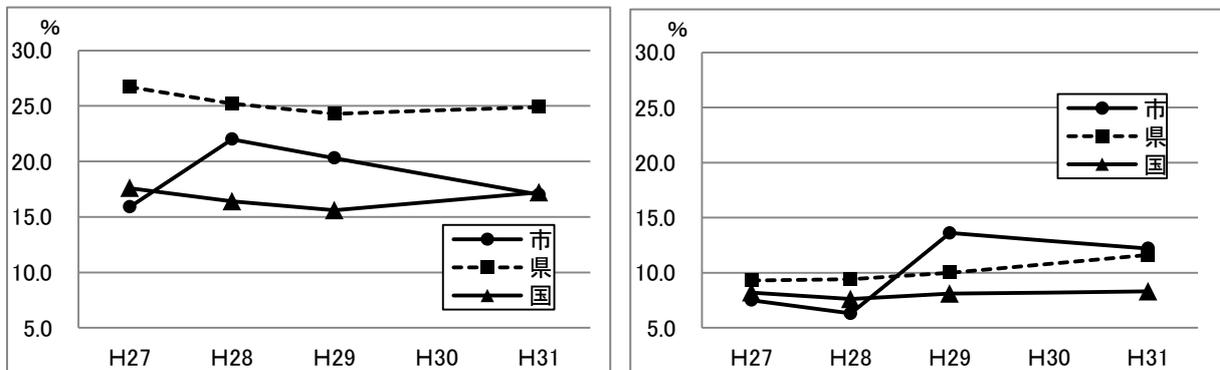


（左：小学6年生、右：中学3年生）

地域の図書館や学校図書館に週1回以上行く子どもの割合（図3）は、小学校で低下傾向にあります。中学校は、全国や県の平均は上回っているものの、いずれも10~15%と、決して高いとは言えない状況にあります。

各学校においては、言語能力の育成を図るためにも、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館や市の移動図書館「まいづる号」等を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

図3 図書館に週1回以上行く子どもの割合



（左：小学6年生、右：中学3年生 ※平成30年度は調査項目なし）

エ 学校図書館の現状

(ア) 全校一斉読書について

全校一斉読書は、天童市内すべての小・中学校で行われています。始業前の短い時間でも、継続して実施することにより、子どもたちが読書に親しむきっかけとなっています。小・中学生の子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるためにも、図書に触れる機会を確保していくことはとても重要です。

一方、各学校では、子どもたちに対する読書活動の重要性について理解はしているものの、授業時数の増加等に伴い、計画的に読書活動を位置付けることが困難な状況も見られます。今後は、全校一斉読書にとどまらず、子どもたちの読書活動の習慣化につながる授業づくりが求められています。また、市内には読書活動の取組が高い評価を受けている学校もあります。その優れた実践事例が市内で共有されるよう、啓発及び周知を図っていくことも必要です。

(イ) ボランティアについて

小・中学校におけるボランティアの活用については、市立図書館と連携し、調整しながら活動しています。小学校では、各地区に学校支援ボランティアがおり、子どもたちに読み聞かせ等を提供する取組を行っています。

読み聞かせには、物語の内容を想像したり、物語全体の展開をとらえたり、次の展開を予測したりするなど、子どもたちの読解力を育てる効果があります。また、文章を音声として聞くことにより、文章のリズム感を味わいながら、子どもたちが本を読むことへの抵抗感を少なくすることも期待されます。今後も、地域と連携しながら、子どもたちに対する読み聞かせ活動を推進・サポートしていくことが必要です。

オ 学校と市立図書館の連携

市立図書館では、小・中学校の施設見学や職場体験学習の積極的な受け入れ、調べ学習の選書及び貸出しの協力、市内中学校への「まいづる文庫」の配本及び巡回事業を行い、子どもが読書に親しむ機会を提供しています。

カ 図書館ボランティアの活動状況及び支援

市立図書館においてボランティア活動を行っている図書館支援ボランティア「サポーターズもみじ」では、子どもたちが図書館を利用しやすいように、図書資料の配架及び修繕、郷土資料の整理、館内外の環境整備、館内装飾等の活動を行っています。こうしたボランティアによる活動は、子どもの読書

活動の推進にも大きな役割を果たしています。

また、各小学校において読み聞かせを行っているボランティア団体に対しては、市学校読み聞かせ団体連絡会を開催することで情報交換の場を提供し、活動を円滑に行うための支援に努めています。

キ 障がいのある子どもを対象としたサービスの状況

市立図書館では、点字資料、大活字本及びデジタイズ図書等の資料を整備するとともに、障がいのある方には図書館の利用の際に介助するなど、全ての子どもにとって利用しやすい環境づくりに努めています。

ク 学校図書館の現状に関する調査結果より

(ア) 図書標準*達成状況について

図書標準 達成状況	公立小学校			公立中学校		
	天童市	山形県	全国	天童市	山形県	全国
平成28年度	75.0%	81.0%	66.4%	50.0%	68.1%	55.3%
平成26年度	66.7%	66.7%	60.3%	50.0%	62.4%	50.0%

本市では、図書標準に達している学校が、小学校は75.0%、中学校が50.0% となっています。国は、図書標準をできるだけ多くの学校が達成できるように、平成24年度から平成28年度の5年間で約1千億円の地方交付税措置を行っていますが、本市の現状を見ると、小学校で平成26年度より達成状況が伸びているものの、まだ十分な状況とは言えません。

(イ) 学校図書館の現状について

学校図書館は、子どもたちの図書館活用の技能や情報活用能力を育てるうえで重要な役割を担っており、情報教育計画と連携した図書館運営を進める必要があります。また、図書以外の新聞、雑誌、DVD、情報機器等を整備していくことも大切です。新聞については、市内小学校では6年生以上の全クラスに配備されています。また、市内全ての学校が蔵書のデータベース化に取り組んでいます。今後も、情報活用能力の育成及び図書館活用の技能を習得させるためのレファレンスサービスという視点からも一層推進していくことが必要です。

(ウ) 司書教諭、学校司書の現状について

学校図書館法により、司書教諭の発令が義務づけられている12学級以上の市内小・中学校では司書教諭が配置されています。しかし、11学級

*公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの。学級数に応じて計算式があり、算出する。8学級の小学校の場合…6,040冊。20学級の中学校の場合…14,240冊。

以下の学校への配置は進んでいない状況にあります。学校図書館における司書教諭の重要性を考えると、11学級以下の学校への配置も視野に入れた有資格者の育成等を検討する必要があります。また、学校司書（学校図書整理員）については、全ての小・中学校に配置しています。

(2) 計画の目的

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために極めて重要です。本計画は、読書活動推進法第2条の基本理念に基づき、市全体で積極的に読書環境の整備を進め、子どもたちが主体的に読書に親しみ、読書の習慣を身に付けることができる施策を総合的に推進するために策定するものです。

(3) 計画の基本方針

本計画の策定については、読書活動推進法第9条第2項に定められています。また、国の「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第3次山形県子ども読書活動推進計画」をもとに、次の三つの柱を基本方針とし、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すものです。

- ① 学校、家庭及び地域における子どもの読書活動の推進
- ② 子どもの読書活動を推進するための環境整備の充実
- ③ 子どもの読書活動に対する普及・啓発活動の充実

さらに、本市のこれまでの読書の推進に関する取組について検証を行い、今後、重点的に取り組むべき点を明らかにします。そして、「第七次天童市総合計画」との整合性を図り、学校、家庭及び地域と連携を図りながら、本市の子どもたちが豊かな人生を創造する生涯学習を実践することができる計画として位置付けるものです。

(4) 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とします。

2章 子どもの読書活動の推進方策

1 家庭における取組

(1) 家庭の役割

子ども達が読書に親しむようになるためには、乳幼児期から、読み聞かせ等を通じて、読書の楽しさを伝えるなど、親子で本に親しむ機会を充実させ、子どもの読書に対する興味や関心が高まるような環境づくりが重要です。

また、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるために、日頃から親自身も家庭における読書を心がけるとともに、子どもの発達段階に応じた適切な読書の在り方等について理解を深めることが求められています。

そのためには、家庭において読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、親子で図書館に向き定期的に読書の時間を設けるなど、家庭での読書の習慣付けを図ることが大切です。さらに、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

(2) 家庭における読書を支援する乳幼児期の取組

ア 乳幼児期の子どもに対し、絵本を通じて親子の触れ合いを深めるため、9か月児健康相談時に、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせと絵本の紹介を行います。

イ 乳幼児期から、親子で一緒に絵本を開く楽しさを体験してもらい、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりを目的として、ブックスタート事業を実施し、絵本をプレゼントします。

ウ 子どものこころとからだの成長のために、メディア（TV・DVD・スマホ等）に頼ることなく、絵本を通じた触れ合い遊びや言葉のやりとりが大切であることを乳幼児健診等はじめ、さまざまな機会に普及・啓発していきます。

2 地域における取組

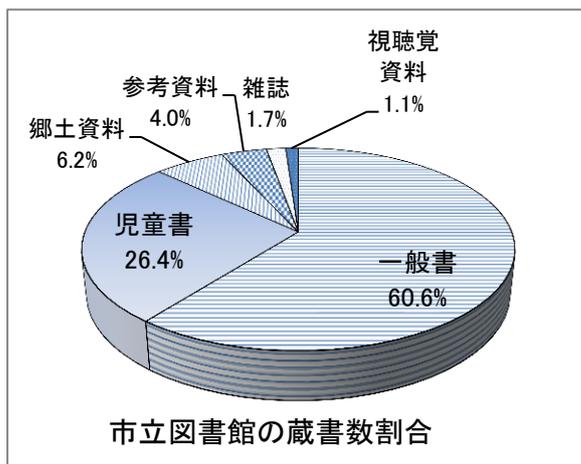
(1) 図書館の役割

近年、全国的に、子どもの活字離れや読書離れが懸念されているなか、図書館は、子どもがたくさんの蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書に親

しむ機会を提供できる場所であり、また、読書や、調べ学習について、図書館司書に相談したりすることができる場所です。図書館は、子どもや保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会などの事業を行い、それらを提供する団体や、ボランティア活動などの機会及び場所の提供など、地域における子どもの読書活動を推進するうえで、重要な役割を果たすことが望まれています。

(2) 図書館における読書を支援する取組

ア 図書館の整備等



天童市立図書館は、昭和48年7月に旧市庁舎（現在の旧東村山郡役所資料館）を利用して設置され、当時の蔵書数約3,000冊を基に市立図書館として開館しました。現在は、207,761冊（平成30年度末）の蔵書数があり、各分類による割合は、一般書が60.6%（126,034冊）、児童書が26.4%（54,785冊）、郷土資料が6.2%（12,798冊）、参考資料が

4.0%（8,343冊）、雑誌が1.7%（3,553冊）、視聴覚資料が1.1%（2,248冊）となっています。

平成20年4月に、指定管理者制度を導入し、司書有資格者を配置した職員体制や、多様なニーズに応え、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めています。

令和2年2月現在、図書館では、「めくる、めぐる、ひろがる知識のページ」を基本理念に掲げ、市の特色などに合わせた図書資料の充実を図るほか、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が利用しやすい魅了ある居心地の良い図書館づくりを推進しています。

イ 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、昭和56年12月から開始しており、平成30年12月には、利用者の利便性向上や安全な運行を確保する為に、移動図書館「まいづる号」を更新しました。今後も、図書館から遠い地域に住む子どもたちに、読書の機会を提供していきます。

ウ 情報化の推進

図書館だよりや図書館ホームページ、市報、市ホームページ、市立公民館の館報等の媒体を利用した情報提供を行い、新たな利用者の拡大に努めます。

また、コンピュータやインターネット等の利用は、図書館サービスを充実させるのに欠かせないものであり、オンライン閲覧目録、予約サービス及びセルフ貸出機などをより充実させ、利便性の向上を図ります。

エ 子どもの利用のためのスペース等の設置

学校の長期休業期間中や、会議室の利用が無い場合などは、会議室を自主学習の場として開放していきます。また、定期的に「こども図書室^{*}」を開催し、小さなお子様連れの利用者の方も安心してご利用いただけるように努めます。

オ 図書資料の整備・提供

市立図書館図書資料管理基準に基づき、子どもたちの様々な興味や関心に応える魅力的な図書資料や、調べ学習等で活用する図書資料などの整備を図ります。

また、山形県立図書館をはじめとする県内の公共図書館との連携を図り、相互貸借などを活用し、幅広い分野における図書資料の提供に努めます。

市内の中学校に配本している「まいづる文庫」についても、より一層の充実を図り、中学生の読書活動を推進します。

カ 子どもや保護者を対象とした取組の実施

事業や展示会の実施などにより、読書を通し、親子で触れ合いができる機会を提供します。市のブックスタート事業についても積極的に協力し、乳幼児期の絵本の紹介などを行っていきます。

(3) 連携・協力

ア 小・中学校との連携・協力

市内の小・中学校の図書整理員を対象とした課題の共有や情報交換等を行う市図書整理員研修会の開催と、図書担当教諭との連携を図ることを目的とした市学校図書担当者会議を毎年開催していきます。

また、小・中学校が実施する施設見学会、職場体験、司書資格取得のための図書館実習等について、積極的に受け入れるとともに支援します。

イ ボランティア活動の促進

地域において活動している読み聞かせ団体など、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている支援ボランティアの育成に努めます。

^{*}毎週木曜日に市立図書館の第1会議室を開放。布絵本や布遊具に囲まれ、声を気にせず遊ぶことができます。

ウ 市立公民館等への図書資料の貸出し

子どもたちが集う地域の拠点である市立公民館等と連携を図り、その施設の図書室に配本し、子どもが読書に親しむ機会を提供します。

(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

ア 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、図書資料の選択・収集・提供や、子どもの読書活動の推進に資する取組の企画など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。今後も、図書館や学校図書館に適切な配置を行っていきます。

イ 司書及び司書補の研修の充実

図書館等における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書資料に関する広い知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識などを得て、子どもやその保護者に対し、図書に関する案内や助言を行うとともに、読書活動に関する相談等に応じられるように館内研修を計画的に実施します。また、県内外の研修等へも積極的に職員を派遣します。

3 学校等における取組

(1) 幼稚園、保育所等

ア 役割

本市では、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、幼稚園、保育所等に通う乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を推進しています。また、未就園児を対象とした子育て支援活動として読み聞かせを推進するとともに、保護者に対し読み聞かせの大切さや意義を広く普及することに努めています。

イ 今後の取組

- (ア) 乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保し、活動の充実を図ります。また、安心して図書に触れることができるスペースの確保に努めます。
- (イ) 保護者やボランティア等と連携・協力して、図書の整備を図ります。また、図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定していきます。
- (ウ) 異年齢交流において、小・中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが多様な形で絵本や物語に触れる機会を推奨していきます。

(2) 小学校、中学校、高等学校

ア 役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくうえで、学校はかけがえのない役割を担っています。全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備していきます。その際、子どもの読書量を増やすだけでなく、読書の質も高めていきます。

イ 今後の取組

- (ア) 読書を通してどのような力を育成するのかを明確にし、教育計画の中に位置付け、全職員で共通理解したうえで計画的に推進していく読書活動を目指します。
- (イ) 国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させ、併せて言語能力を向上させる読書活動を充実させていきます。
- (ウ) 子どもが生涯にわたって読書習慣を身に付け、読書の幅を広げていくために、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、以下のような図書に触れる機会をつくっていきます。
 - a 全校一斉の読書活動（「朝読書」など）
 - b 推薦図書コーナーの設置
 - c 学年ごとに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
 - d 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動
例：読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等
- (エ) 障がいのある子どもも豊かな読書活動を体験できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備を図り、自発的な読書を促す指導を行います。

ウ 人的体制

司書教諭（学校図書館担当教諭）、学校司書（学校図書館担当職員）と教職員が連携し、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めていきます。そして、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書が連携・協力して、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備していきます。

(3) 学校図書館

ア 役割

学校図書館は、学校における子どもたちの読書活動の拠点として学校教育において欠くことのできない設備であり、以下の機能を有します。

- (ア) 児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」
- (イ) 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」
- (ウ) 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」

これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的思考力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されます。

イ 今後の取組

(ア) 施設、資料の整備・充実

- a 児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていきます。
- b 各教科、道徳、外国語及び外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくために、資料を充実させていきます。
- c 新聞を配備し、新聞を活用した学習を行うための環境を整備していきます。

(イ) 情報化の推進

- a コンピュータを整備し、学校図書館の図書情報をデータベース化します。
- b オンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備を目指します。
- c 他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館の資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図ります。

ウ 人的体制

(ア) 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言

等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、校務分掌上の配慮を図ります。

(イ) 学校司書の配置

学校司書（図書整理員）は、学校図書館の職務に従事します。業務の充実を図るために、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施し、学校図書館サービスの改善を図ります。

(ウ) 新刊図書選定への児童・生徒の参加

新刊図書を選定する際に、児童・生徒のニーズを取り入れたり、自主的な取組を行ったりすることで、児童・生徒の自主的な活動を推進します。

4 子どもの読書への関心を高める取組

「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（文部科学省）によると、子どもの成長に伴い、読書への関心度合が低くなる傾向が見られます。そこで、市内の小・中学校に新聞を配置し、子どもたちがいつでも新聞を読むことができる環境をつくることにより、活字に目を触れる機会を提供していきます。また、市立図書館では、子どもたちが興味を持てる事業を展開・充実させ、来館を促す取組を考えています。

5 普及啓発活動の推進

市立図書館における読書を支援する取組として「子ども読書の日」や「読書週間」を中心としながら、年間を通して以下の事業を進めていきます。

- ・読み聞かせや昔話語りなどの読書推進活動
- ・優良図書や絵本の紹介
- ・9か月児健康相談時における絵本をとおした親子のふれあいの場
- ・市内の読み聞かせ団体や学校図書館と連携した事業の推進

6 優れた取組の奨励

「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」や、山形県図書館協会が主催する表彰制度により優秀な取組と認められた学校、団体等の実践事例については、各種研修会で積極的に紹介していくとともに、市のホームページ等へ掲載することにより広く情報の共有化を図り、市立図書館、学校、団体、個人等が随時その内容を閲覧し、それぞれの実践に生かすことができる環境を整備していきます。

3章 資 料

1 天童市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の教育の振興を図り、新しい時代を担う子どもたちの育成と、生涯にわたり支え合い学び合う地域づくりを推進することができるよう、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、天童市教育振興基本計画を策定するに当たり、広く有識者等から意見を聴取するため、天童市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 天童市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育の振興に関連のある団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会の会議（以下「会議」という。）における意見の交換を円滑に行うため、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 天童市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

(順不同 敬称略)

氏 名	所 属 等
太 田 裕 子	羽陽学園短期大学
村 山 秀 和	天童市P T A連合会
五十嵐 安 正	天童市公民館連絡協議会
大 谷 敦 司	天童市小・中学校長会 (小学校)
戸 田 一 彦	天童市小・中学校長会 (中学校)
笹 原 美百紀	天童市社会教育委員会
阿 部 豊 明	天童市芸術文化協会
佐 藤 定四郎	天童市文化財保護審議会
篠 原 みゑ子	天童市女性団体連絡協議会
荒 木 公 子	天童市食生活改善推進協議会

3 子どもの読書活動推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

4 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られる

よう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

(第2次天童市子ども読書活動推進計画)

発行 令和2年3月

天童市教育委員会

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

☎023-654-1111